

第95期 定時株主総会招集ご通知

日時 2021年3月26日（金曜日）
午前10時

場所 東京都葛飾区堀切四丁目66番1号
当社本社講堂

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

【ご来場についてのお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。
本株主総会におきましては、株主の皆さまの安全・安心を
最優先に考え、会場へのご来場をお控えいただきますよう
強くお願い申し上げます。
また、昨年よりご出席株主様へのお土産の配布を取りやめ
とさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

第95期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
議案及び参考事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役8名選任の件	
第4号議案 監査役2名選任の件	
第5号議案 取締役に対する業績連動型株式 報酬等の額および内容改定の件	
(添付書類)	
事業報告	23
連結計算書類	38
計算書類	41
監査報告書	45

(証券コード 4404)
2021年3月9日

株 主 各 位

東京都葛飾区堀切四丁目66番1号

ミヨシ油脂株式会社

代表取締役
社長執行役員 三木逸郎

第95期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第95期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年3月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、2021年3月25日（木曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都葛飾区堀切四丁目66番1号
当社本社講堂（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第95期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第95期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役8名選任の件
- 第4号議案** 監査役2名選任の件
- 第5号議案** 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容改定の件

以 上

-
- ◎ 当日の受付開始は午前9時を予定しております。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.miyoshi-yushi.co.jp/ir/index.html>）に掲載させていただきます。
- ◎ 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.miyoshi-yushi.co.jp/ir/index.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって本招集ご通知の添付書類の連結計算書類および計算書類は、監査役および会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

当社第95期定期株主総会における、新型コロナウイルス感染防止に向けた当社の対応および株主様へのお願いについて、下記のとおりご案内させていただきます。

株主の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 株主様へのお願い

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、ご自身の体調にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- ・議決権行使は書面またはインターネット行使による方法もございますので、あわせてご検討ください。
- ・ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、特段のご留意をお願いいたします。
- ・ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液のご使用とマスク着用について、ご協力をお願いいたします。
- ・受付時に非接触体温計により、株主様の体温を測定させていただきますので、ご協力をお願いいたします。(検温の結果、37.5度以上の発熱が確認された場合には、会場への入場をお断りさせていただく場合がございます。)
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

2. 当社の対応について

- ・運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・受付および会場内各所には、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・お土産のご用意はございません。
- ・お飲み物の配布はございません。

以上、ご理解並びにご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

【議決権行使についてのご案内】

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。

後記の株主総会参考書類（7～22ページ）をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

1. 郵送（書面）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年3月25日（木曜日）午後5時30分到着分まで

2. インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2021年3月25日（木曜日）午後5時30分まで

スマートフォンをご利用の株主様
スマートフォンでの議決権行使は、**1回に限り**「ログインID」
「仮パスワード」の**入力が必要**になりました！

3. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、本定時株主総会当日に会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

また、本招集ご通知をご持参ください。

日時 2021年3月26日（金曜日）午前10時

場所 東京都葛飾区堀切四丁目66番1号
当社本社講堂

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2021年3月25日(木)

午後5時30分まで

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1. QRコードを読み取る

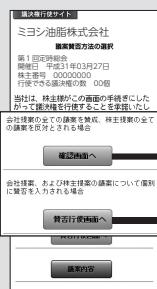


議決権行使書副票 (右側)

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

二回目以降のログインの際は…

次頁の記載のご案内に従ってログインしてください。

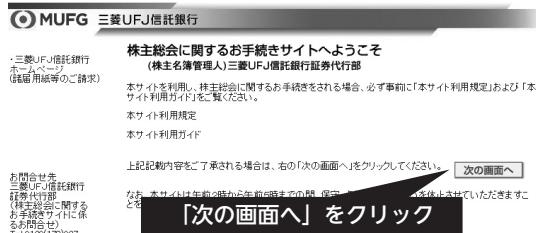
機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

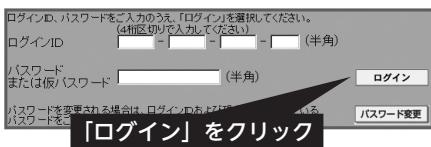


ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



2. お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



3. 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方に入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufig.jp/>



ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

【議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

 **0120-173-027**

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第95期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに株主の皆様への安定的な配当の継続を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき40円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、412,065,480円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年3月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、コーポレートガバナンス体制の一層の充実と経営の意思決定の迅速化を図るため、CxO制度を導入し、取締役会による業務執行に対する監督機能を強化いたします。

これに伴い、取締役は執行役員を兼務しない体制となりますので、現行定款第23条（代表取締役および役付取締役）に、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる旨を規定するものであります。

2. 変更の内容

（下線部分は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
<p>（代表取締役および役付取締役） 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名を選定することができる。</p>	<p>（代表取締役および役付取締役） 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、<u>専務取締役、常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役12名全員が任期満了となります。つきましては、取締役8名（うち社外取締役2名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社 株式数
1	み き いて ろう 三 木 逸 郎 (1975年6月7日生)	2005年3月 玉の肌石鹸株式会社取締役 2006年3月 ミヨシ石鹸株式会社取締役 2011年4月 当社入社 2016年1月 当社執行役員経営企画室長 2016年3月 当社取締役執行役員経営企画室長 2017年3月 当社取締役常務執行役員経営企画室長 2018年3月 当社代表取締役専務執行役員経営企画室長兼 食品本部、油化本部管掌 2019年3月 当社代表取締役社長執行役員 現在に至る	60,800株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>三木逸郎氏は、2019年3月から当社の代表取締役社長執行役員として、同氏の強いリーダーシップに基づき、当社の経営を統括し、事業を推進しております。当社の持続的な成長を目指し、常に変革を求めるとともに、経営全般についての豊富な経験・実績・見識を有していることから、当社グループの持続的な企業価値向上に寄与できるものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 株 式 数
2	<p style="text-align: center;">やま した ふみ お 山下 史 生 (1954年5月18日生)</p>	<p>1977年 4月 当社入社 2007年 3月 当社経理部長 2009年 3月 当社執行役員経理部長 2012年 3月 当社取締役執行役員経理部長 2013年 3月 当社取締役執行役員総務・経理・情報システム担当兼経理部長 2014年 4月 当社取締役執行役員総務人事・経理・情報システム担当兼経理部長 2015年 4月 当社取締役執行役員管理部門統括兼経理財務部長 2016年 4月 当社取締役執行役員管理本部長 2018年 3月 当社取締役常務執行役員管理本部長 2019年 3月 当社取締役専務執行役員管理本部長兼関係会社管掌 現在に至る</p>	3,800株
<p>【取締役候補者とした理由】 山下史生氏は、当社グループの管理部門全体の統括を中心に経営に携わっていることから、経営戦略及び管理部門全般における豊富な実績・見識を有し、現在も経営陣として重要な役割を果たしております。このことから、連結経営の方針決定や経営管理を適切に遂行できる豊富な経験を当社グループの経営全般に活かすことができると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社 株式数
3	まつ まる みつ あき 松丸光昭 (1955年6月26日生)	1979年4月 当社入社 2008年9月 当社油化事業本部油化営業部長 2010年3月 当社執行役員油化事業本部油化営業部長 2012年4月 当社執行役員油化本部副本部長（営業担当） 兼油脂製品営業部長 2014年3月 当社取締役執行役員油化本部副本部長（営業担当）兼油脂製品営業部長 2015年4月 当社取締役執行役員油化本部営業統括兼生産統括 2016年4月 当社取締役執行役員油化本部長兼営業統括 2017年4月 当社取締役執行役員油化本部長 2019年3月 当社取締役常務執行役員油化本部長 現在に至る	2,500株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>松丸光昭氏は、取締役として企業経営に従事し、その役割・責務を果たすとともに、営業部門での要職を歴任し、油化事業に関する豊富な経験と見識を有しております。このことから、長年にわたる営業経験や実績をもとに、今後も当社グループの経営全般に対する適切な役割が期待できると判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
4	たけ した しょう いち 竹下昇一 (1958年8月14日生)	1977年4月 当社入社 2015年4月 当社油化本部営業部長 2016年4月 当社油化本部営業部長兼企画業務部長 2017年4月 当社油化本部営業統括兼企画業務部長 2018年3月 当社執行役員油化本部営業統括兼企画業務部長 2019年3月 当社取締役執行役員油化本部営業統括兼企画業務部長 2020年3月 当社取締役執行役員油化本部副本部長兼業務部長 現在に至る	1,800株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>竹下昇一氏は、油化事業の営業部門の責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、的確な視野での経験や見識を有し、営業部門を推進してまいりました。このことから、これまでの豊富な経験と実績により、今後も当社グループの経営全般に対する適切な役割が期待できると判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
5	<p style="text-align: center;">す とう もと お 須 藤 元 雄 (1963年4月22日生)</p>	<p>1986年4月 当社入社 2015年4月 当社東京工場長 2016年7月 当社生産本部生産管理部長兼東京工場長 2018年3月 当社執行役員生産本部長 2019年3月 当社取締役執行役員生産本部長 現在に至る</p>	2,100株
<p>【取締役候補者とした理由】 須藤元雄氏は、生産部門の統括責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有し、加えて優れたコミュニケーション能力により、生産現場を統率しております。このことから、当社グループの業務執行に重要な役割を果たす適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
6	<p style="text-align: center;">よしだ や りょう いち 吉田谷 良 一 (1954年3月31日生)</p>	<p>1978年4月 山崎製パン株式会社入社 2007年3月 同社パン第一本部パン第一部長 2009年8月 同社執行役員安城工場長 2011年7月 同社執行役員生産企画室長 2012年3月 同社取締役生産企画室長 2013年3月 当社取締役（現任） 2014年7月 山崎製パン株式会社取締役生産企画本部長兼生産企画部長 2016年3月 同社常勤監査役 2017年3月 同社取締役生産管理本部長 2018年11月 同社取締役生産管理本部長兼生産統括本部生産企画本部長兼生産企画部長、生産統括本部和菓子本部・洋菓子本部担当（現任） 2019年6月 日糧製パン株式会社取締役（現任） 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 山崎製パン株式会社 取締役 日糧製パン株式会社 取締役</p>	0株
<p>【取締役候補者とした理由】 吉田谷良一氏は、当社の業務提携先である山崎製パン株式会社において、主に生産管理および生産企画部門などの要職に従事し、食品事業における豊富な経験と経営者としての幅広い知見を有しております。このことから、当社食品事業の更なる強化に活かすことができると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 株 式 数
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外取締役</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div> むら やま けん じ 村 山 憲 二 (1954年10月21日生)	1988年 3月 公認会計士登録 2003年 7月 中央青山監査法人代表社員 2007年 8月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）シニアパートナー 2017年 7月 村山公認会計士事務所開設（現任） 2018年 6月 内外テック株式会社社外取締役（現任） 2019年 6月 株式会社J-WAVE社外監査役（現任） 現在に至る （重要な兼職の状況） 村山公認会計士事務所 代表 内外テック株式会社 社外取締役 株式会社J-WAVE 社外監査役	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>村山憲二氏は、これまで社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、監査法人にて代表社員等の要職を歴任するなど、公認会計士として第一線で活躍するとともに、財務・会計に関する専門的な知識および豊富な経験を有しています。このことから、社外取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督などの役割を適切に果たすことが見込まれると判断し、新たに同氏を独立社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社 株式数
8	<p>新任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p> <p>くろだかなこ 黒田佳奈子 (1980年8月2日生)</p>	<p>2012年2月 一般社団法人日本CIS認定協会理事</p> <p>2012年11月 株式会社プログレス代表取締役</p> <p>2016年1月 株式会社Dorest (現株式会社WOMAN COLLEGE) 代表取締役 (現任)</p> <p>現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社WOMAN COLLEGE 代表取締役</p>	0株

【社外取締役候補者とした理由】

黒田佳奈子氏は、多様な業界における経営コンサルティングで培われた豊富な経験と高い見識を有しており、加えて女性躍進の支援に積極的に取り組むなど、ダイバーシティの視点を持ちながら経営にも携わられています。このことから、当社初の女性取締役として、当社経営への的確な助言が期待できると判断し、同氏を新たに独立社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 吉田谷良一氏は、山崎製パン株式会社の取締役を兼務しており、当社は同社との間に、製品の販売の取引関係があります。
2. 吉田谷良一氏は、日糧製パン株式会社の取締役を兼務しており、当社は同社との間に、製品の販売の取引関係があります。
3. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 当社は、吉田谷良一氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額としており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き、同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
5. 村山憲二氏および黒田佳奈子氏は、社外取締役候補者であります。
6. 当社は、東京証券取引所に対して、村山憲二氏および黒田佳奈子氏を独立役員とする独立役員届出書を提出する予定です。
7. 村山憲二氏および黒田佳奈子氏の選任が承認された場合は、当社は両氏との間に、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とします。
8. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる有価証券賠償責任および株主代表訴訟に関する損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役斎藤薫氏および廣田晴一氏が辞任されますので、その補欠として監査役2名（うち社外監査役1名）の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本総会において選任される監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任した監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社 株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> しずく いし ひで あき 栗石秀明 (1956年11月30日生)	1991年2月 当社入社 2012年3月 当社執行役員人事部長 2013年3月 当社執行役員総務部長兼人事部長 2013年3月 ミヨシ保険サービス株式会社（現ミヨシファクトリー株式会社）代表取締役社長 2014年4月 当社執行役員総務人事部長 2017年3月 当社取締役執行役員管理本部総務人事部長 現在に至る	2,900株
【監査役候補者とした理由】 栗石秀明氏は、当社において長年総務・法務・人事部門を指揮し、当社のグループ会社でも経営に参画するなど、当社グループ経営についても熟知しております。同氏のこれらの実績と豊富な経験を踏まえ、当社グループの適切な企業監査に必要な人材であると判断し、同氏を新たに監査役候補者としてしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当 社 株 式 数
2	<p>新任</p> <p>社外監査役</p> <p>独立役員</p> <p>みや こし てつ や 宮 腰 哲 也 (1962年9月11日生)</p>	<p>1986年 4月 三菱信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入社</p> <p>2009年 6月 三菱UFJ信託銀行株式会社CS推進部長</p> <p>2010年12月 同社静岡支店長</p> <p>2016年11月 菱進ホールディングス株式会社取締役財務部長 現在に至る</p>	0株
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>宮腰哲也氏は、長年の金融機関における経験があり、金融・財務に関する幅広い知識と見識を有しております。同氏のこれまでの豊富な経験を、当社グループの適切な監査に活かしていただけると判断し、同氏を新たに独立社外監査役候補者としました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宮腰哲也氏は、2021年3月25日に、菱進ホールディングス株式会社を退職する予定です。
3. 宮腰哲也氏は、社外監査役候補者であります。
4. 当社は、東京証券取引所に対して、宮腰哲也氏を独立役員とする独立役員届出書を提出する予定です。
5. 栗石秀明氏および宮腰哲也氏の選任が承認された場合は、当社は両氏との間に、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額といたします。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる有価証券賠償責任および株主代表訴訟に関する損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容改定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社は、2018年3月28日開催の第92期定時株主総会において、当社の取締役（代表取締役社長および業務執行取締役に関し、社外取締役を除く。）を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入についてご承認を頂き、今日に至っておりますが、今般、コーポレートガバナンス体制の一層の充実と経営の意思決定の迅速化を図るため、CxO制度を導入し、取締役会による業務執行に対する監督機能を強化いたします。これに伴い、本制度の対象者を当社の取締役（代表取締役社長および業務執行取締役に限り、社外取締役を除く。）から当社の取締役のうちCxOを兼務する者および委任型執行役員である者（以下「CxO等」といい、取締役および委任型執行役員である者を「取締役等」という。）といたしたく、本制度の内容の一部改定をお願いするものであります。

本制度の内容改定については、取締役等の報酬と、当社の業績および株主価値との連動性をより明確化し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的としており、内容改定は相当であると考えております。

本議案は、2010年3月26日開催の第84期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額310百万円以内）とは別枠で、CxO等に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、第3号議案「取締役8名選任の件」が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となるCxO等の員数は7名（CxOを兼務する取締役5名、委任型執行役員2名）となります。

2. 本制度における報酬等の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出するCxO等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、CxO等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です（詳細は下記（2）以降のとおり）。

① 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	当社の取締役のうちCxOを兼務する者および委任型執行役員である者
② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限 （下記（2）のとおり。）	・ 3事業年度からなる対象期間を対象として、200百万円

<p>当社株式の取得方法（下記（２）のとおり。）およびCxO等に交付等が行われる当社株式等の数の上限（下記（３）のとおり。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1事業年度あたりにCxO等に対して交付等が行われる当社株式等の上限数は50,000株であり、3事業年度からなる対象期間を対象としてCxO等に交付等が行われる当社株式等の上限数は150,000株 ・ 1事業年度あたりにCxO等に対して交付等が行われる当社株式等の上限数の当社発行済株式総数（2020年12月31日時点。自己株式控除後。）に対する割合は約0.5% ・ 当社株式は、株式市場から取得予定であり、希薄化は生じない
<p>③ 業績達成条件の内容（下記（３）のとおり。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎事業年度の連結営業利益に応じて変動
<p>④ CxO等に対する当社株式等の交付等の時期（下記（４）のとおり。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ CxO等が取締役等の地位を退任する時

（２）当社が拠出する金員の上限

本制度は連続する3事業年度（当初は、2018年12月末日で終了する事業年度から2020年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度とし、今般、本信託の信託期間の延長が行われた場合は、2021年12月末日で終了する事業年度から2023年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度とする。また、それ以降に信託期間の延長が行われた場合には、以降の3事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象としています。

当社は、対象期間ごとに、200百万円を上限とする金員を、CxO等への報酬として拠出し、受益者要件を充足するCxO等を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。

当社は、信託期間中、CxO等に対するポイント（下記（３）に定める。）の付与を行い、CxO等の退任時（CxO等が死亡した場合は死亡時）に付与されたポイントの累積値に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間とします。当社は延長された信託期間ごとに、200百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、当社はCxO等に対するポイントの付与を継続し、本信託は当社株式等の交付等を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長時に信託財産内に残存する当社株式（CxO等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は200百万円の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあります。

信託期間の満了時に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、CxO等に付与されるポイントの決定は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のあるCxO等が在任している場合には、当該CxO等が取締役等の地位を退任し、当社株式の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(3) CxO等に対して交付等が行われる当社株式数の算定方法と上限

信託期間中、役位および毎事業年度における業績目標の達成度に応じて、当該事業年度終了後の所定の時期に、下記の算定式により算出される固定ポイントおよび業績連動ポイントが付与されます。CxO等が取締役等の地位を退任する時に、付与された固定ポイントおよび業績連動ポイントの累積値(以下「累積ポイント数」という。)に応じて当社株式等の交付等が行われます。

1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

(ポイント算定式)

固定ポイント = (役位別に定める株式報酬額 ÷ 本信託による当社株式の平均取得単価)

業績連動ポイント = (役位別に定める株式報酬額 ÷ 本信託による当社株式の平均取得単価)
× 業績連動係数(※)

(※) 業績連動係数は、毎事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度に応じて0~2.00の範囲で変動します。

本信託の信託期間中にCxO等に交付等を行う当社株式等の総数は、1事業年度当たり50,000株を上限とし、対象期間中にCxO等に対して交付等を行う当社株式等の総数は150,000株を上限とします。CxO等に対して交付等を行う当社株式等の総数の上限は、上記(2)の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定しています。

(4) CxO等に対する当社株式等の交付等の時期および方法

受益者要件を充足したCxO等は、当該CxO等が取締役等の地位を退任する時に、上記(3)に基づき算出される累積ポイント数に相当する数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該CxO等は、累積ポイント数の70%の当社株式(単元未満株式は切捨。)について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、受益者要件を充足したCxO等が在任中に死亡した場合、上記(3)に基づき算出される累積ポイント数に応じた当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該CxO等の相続人が受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

(6) 本信託の終了時の取扱い

業績目標の未達成等により、本信託の終了時（上記（2）による信託期間の延長を行った場合は延長された信託期間の終了時）に残余株式が生じる場合は、株主還元策として、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。また、信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社およびCxO等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(7) その他の本制度の内容

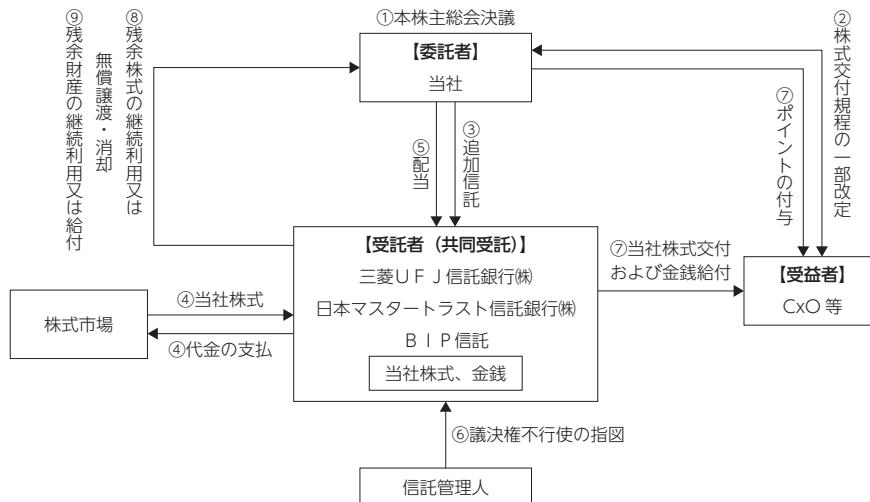
本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加抛
出の都度、取締役会において定めます。

（ご参考）2021年2月12日付プレスリリース「業績連動型株式報酬制度の継続に関するお知らせ」より抜粋

1. 業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定について

- (1) 当社は、2018年3月28日開催の第92期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において本制度の導入を決議し、本制度を実施しておりますが、本制度を一部改定したうえで継続いたしたく、本総会に付議するものであります。
- (2) 本制度では、役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託（以下「B I P信託」といいます。）と称される仕組みを採用しておりますが、今般、コーポレートガバナンス体制の一層の充実と経営の意思決定の迅速化を図るため、CxO制度を導入し、取締役会による業務執行に対する監督機能を強化いたします。これに伴い、本制度の対象者を当社の取締役（代表取締役社長および業務執行取締役）に限り、社外取締役を除きます。）から、当社の取締役のうちCxOを兼務する者および委任型執行役員である者（以下「CxO等」といい、取締役および委任型執行役員である者を「取締役等」といいます。）へ変更いたします。

2. 本制度の概要



- ① 当社は、本制度の継続及び一部改定に関して、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程の一部改定に関して決議します。
- ③ 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内でCxO等に対する報酬の原資となる金銭を受託者に追加信託し、受益者要件を充足するCxO等を受益者とする信託（本信託）の信託期間を延長します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で追加提出された金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、役位および毎事業年度における業績目標の達成度等に応じて、毎年、CxO等に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たすCxO等に対して、当該CxO等が取締役等の地位の退任時に累積したポイント数に応じて当社株式等について交付等を行います。
- ⑧ 業績目標の未達成等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種の新たな株式報酬制度として本信託を継続利用することができます。なお、本信託を継続せず終了する場合は、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑨ 信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、本信託を継続せず終了する場合には、信託費用準備金（信託報酬・信託費用等に充当するために、当社が拠出した資金）を超過する部分については、当社およびCxO等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 受益者要件を充足するCxO等への当社株式等の交付等により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、当社は、CxO等に対する交付等の対象とする当社株式の取得資金として、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、追加で金銭を信託する可能性があります。

以上

(添付書類)

事業報告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、当初緩やかな景気回復への期待の中、始まったものの、世界的に蔓延している新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済活動が制限され、個人消費の停滞や企業収益の大幅な減少など、一転して厳しい状況で推移いたしました。

当油脂加工業界におきましては、需要の低迷が継続するなか、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴う消費者の行動変容や購買活動の大きな変化を受け、厳しい経営環境で推移しました。

このような状況のなかで当社グループは、「中期経営計画（2019～2021年）」の2年目として、「世の中にないものを創出します」、「既存市場へ新たに参入します」、「さらに拡売します」の3つの領域を掲げ、長年培った技術ノウハウを結集し、既存製品の更なる品質向上と新たな市場トレンドに即応した製品の開発を行いました。また、新型コロナウイルス感染症拡大による社会の変化を捉えながら、オンラインツールを利用した販売活動を積極的に行い、当社技術力のアピールや新たなニーズの発掘を行うなど、新たな市場の開拓に取り組みました。生産面においては、省エネルギー効率化設備への投資や環境負荷の少ないバイオガス発電設備を導入することで、生産にかかるユーティリティコストの削減はもとより、持続可能な生産体制の構築に取り組みました。

この結果、売上高は430億80百万円（前期比4.1%減）、営業利益は11億26百万円（前期比5.7%減）、経常利益は14億47百万円（前期比2.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は10億18百万円（前期比22.0%減）となりました。

以下、セグメントの概況についてご説明申し上げます。

《食品事業》

食品事業につきましては、主要販売先である製パン業界、製菓業界において主力のマーガリンやショートニングの需要が伸び悩むなか、更に新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響から、外食需要の減少や旅行や出張などの自粛で土産菓子業界が打撃を受けるなど、非常に厳しい環境で推移しました。

このような状況のなか、当社では「これからの時代の『おいしさ』『健康』『食生活の変化』に貢献する」という中期経営計画の目標に向けて、新たな市場の動きに着目し、“プラントベースで動物性油脂の特長を活かしたおいしさを創り出す”新ブランド「botanova」を立ち上げました。また、当社製品を使用するお客様を応援するサイト「MIYOSHI no KIMOCHI」を開設し、主力のマーガリン製品のみならず、お客様にあった当社製品を新たなオンラインツールを使って拡売することで、新規市場や新規顧客の開拓に努めました。

一方、生産面では、「AIB国際検査統合基準」への対応の強化や、食品安全システムに関する国際認証規格「FSSC22000」に則った食の安全・安心への対応に取り組みました。また、マーガリン製造における生産ラインの統合や、省エネルギー効率化システムの導入を行い、生産の効率化を推し進めました。

その結果、売上高は291億15百万円（前期比3.8%減）、営業利益は1億58百万円（前期比1.7%減）となりました。

《油化事業》

工業用油脂製品につきましては、合成樹脂、塗料、ゴム、トイレタリー、潤滑油等の業界において新型コロナウイルス感染症拡大による経済停滞の影響を受け、脂肪酸やグリセリンの需要は低調に推移しました。このような状況の中で当社は、自社精製設備を積極的に活用し、製品の品質向上に努めるとともに、油脂製品製造の過程で発生した排水を利用したバイオガス発電事業を開始し、収益の改善を行いました。

界面活性剤製品につきましては、紙・パルプ分野の国内向け家庭紙用薬剤は、日常的なマスク着用の影響で需要が減少したものの、一時停止していた海外への輸出が徐々に再開され好調に推移しました。製紙用嵩高剤は、環境に配慮した新製品を発売しましたが、洋紙の生産減少を受け、低調に推移しました。

また、化粧品分野のクレンジング市場は、テレワークの浸透やマスク着用の常態化による影響で市場が縮小したものの、一方では手洗い需要が増えたことで、トイレタリー石鹼原料が大きく伸びました。環境関連分野においては、飛灰用重金属処理剤は、外出自粛の影響で家庭ごみが増加し堅調に推移しましたが、廃水用重金属処理剤は、海外の自動車産業の低迷により販売は減少しました。

その結果、売上高は136億66百万円（前期比6.0%減）、営業利益は9億29百万円（前期比4.0%減）となりました。

(2) セグメント売上状況

事業別	売上高	
	金額	構成比率
	百万円	%
食品事業	29,115	67.6
油化事業	13,666	31.7
その他	298	0.7
合計	43,080	100.0

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資総額は、23億65百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

当社

神戸工場	バイオガス発電設備の新設	(油化事業)
千葉工場	精製油製造設備の更新	(食品事業)
神戸工場	マーガリン製造設備の移設	(食品事業)
神戸工場	バイオガス発電に伴う脱水設備の新設	(油化事業)

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、重要な資金調達はありません。

(5) 財産および損益の状況

区分	2017年度 第92期	2018年度 第93期	2019年度 第94期	2020年度 第95期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	46,289	45,660	44,941	43,080
経常利益 (百万円)	1,334	945	1,418	1,447
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	793	688	1,306	1,018
1株当たり当期純利益	77円09銭	67円14銭	127円77銭	99円61銭
純資産合計 (百万円)	25,298	23,734	24,883	24,221

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算定しております。なお、第93期より「役員報酬BIP信託」を導入し、当該信託が所有する当社株式を自己株式数に含めて算出しております。
2. 2017年7月1日付で普通株式10株を1株の割合で併合したため、第92期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、国内市場の成熟化や顧客嗜好の多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による消費行動の大きな変化が続いており、販売先における生産数量の調整や油脂原料の調達コストの上昇懸念もあって、一層不透明な状況が継続するものと思われまます。

このような事業環境において当社グループは、「中期経営計画（2019～2021年）」の最終年度として、食品事業は「これからの時代の『おいしさ』『健康』『食生活の変化』に貢献する」を、油化事業は「これからの時代に誇れる安心で豊かな生活環境を創造する」をミッションとし、次の時代に求められる新製品開発や市場開拓を、両事業をあげて積極的に行ってまいります。

販売面では、デジタルトランスフォーメーションを更に推進し、オンラインでの商談機会の確保や展示会への出展など更なるマーケティング活動を強化してまいります。生産面においては、お客様の視点に立った、安心・安全なモノづくりに貢献するべく、AIB国際検査統合基準やFSSC22000などのグローバルな管理手法を軸に、日々の品質管理を徹底し製品の品質向上に努めるとともに、ユーティリティコストの削減を目的とした設備投資を引き続き推進してまいります。

また、人材育成の面では、相手を理解し尊重し自主的に行動できる従業員を育てるために、上司と部下の定期的なコミュニケーションの場の構築やダイバーシティの推進を通じて、組織としてのパフォーマンス向上や結束力の強化につなげてまいります。

加えて、ガバナンスの面においては、内部統制機能とコンプライアンス体制を一層充実させ、コーポレートガバナンス体制の強化を図るとともに、サステナビリティ推進委員会を中心に、SDGsや社会貢献活動への取り組みを強化し、「人によし、社会によし、未来によし」の経営理念のもと、継続的な企業価値の向上に努めてまいります。

創業100周年を迎えるにあたり、当社グループは、油脂の力を活かした“ものづくり”を通して、すべての人から信頼される企業であり続けることを目指す所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 重要な親会社および子会社の状況（2020年12月31日現在）

- ① 親会社との関係
該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ミヨシ商事株式会社	65 百万円	100.0 %	食用油脂製品、食料品、石鹼、洗剤の 販売ならびに不動産賃貸業
ミヨシ物流株式会社	100	80.6	貨物運送取扱事業ならびに倉庫事業

- ③ 特定完全子会社の状況
該当する事項はありません。

(8) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

事業別	主要製品等
食品事業	マーガリン、ショートニング、ラード、粉末油脂、ホイップクリーム、その他食用加工油脂
油化事業	脂肪酸、グリセリン、工業用石鹼、その他工業用油脂、繊維用処理剤、消泡剤、香粧品原料、重金属捕集剤、重金属固定剤、その他各種界面活性剤
その他	不動産賃貸、原料油脂等

(9) 主要な営業所および工場 (2020年12月31日現在)

① 当社の事業所

本社 (東京都葛飾区)	大阪支店 (大阪府大阪市)	名古屋支店 (愛知県名古屋市)
福岡支店 (福岡県福岡市)	札幌営業所 (北海道札幌市)	東京工場 (東京都葛飾区)
千葉工場 (千葉県千葉市)	名古屋工場 (愛知県岩倉市)	神戸工場 (兵庫県神戸市)

② 子会社の主要な事業所

- ミヨシ商事(株) (東京都葛飾区)
- ミヨシ物流(株) (東京都葛飾区)

(10) 従業員の状況 (2020年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減
590 名	35 (増) 名

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数に臨時従業員は含んでおりません。

(11) 主要な借入先 (2020年12月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	4,045 ^{百万円}
農 林 中 央 金 庫	2,878
株 式 会 社 千 葉 銀 行	1,012
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	950
株 式 会 社 常 陽 銀 行	753
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	61

2. 会社の株式に関する事項（2020年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 29,897,100株
(2) 発行済株式総数 10,306,895株
(自己株式5,258株を含む。)
(3) 株 主 数 12,038名
(前期末比5,958名増)
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山 崎 製 パ ン 株 式 会 社	1,030 ^{千株}	10.01%
日 清 オ イ リ オ グ ル ー プ 株 式 会 社	1,030	10.01
ミ ヨ シ 協 力 会	415	4.03
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	409	3.98
農 林 中 央 金 庫	409	3.98
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	385	3.74
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	296	2.88
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	179	1.74
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	144	1.41
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 5)	122	1.19

(注) 持株比率は、自己株式（5,258株）を控除して計算しております。なお、「役員報酬BIP信託」の所有する当社株式は、自己株式に含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2018年3月28日開催の第92期定時株主総会において、当社の取締役（代表取締役社長および業務執行取締役）に限り、社外取締役を除く）を対象として、業績連動型株式報酬制度の導入を決議し、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託と称される仕組みを採用しています。

なお、2020年12月31日現在、「役員報酬BIP信託」の所有する当社株式数は、72,100株であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2020年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	堀 尾 容 造	
代表取締役 社長執行役員	三 木 逸 郎	
取締役 専務執行役員	山 下 史 生	管理本部長 兼 関係会社管掌
取締役 常務執行役員	松 丸 光 昭	油化本部長
取締役 執行役員	石 黒 隆	食品本部長
取締役 執行役員	栗 石 秀 明	管理本部総務人事部長 ミヨシファクトリー株式会社 代表取締役社長
取締役 執行役員	松 室 貞 夫	食品本部副本部長
取締役 執行役員	竹 下 昇 一	油化本部副本部長 兼 業務部長
取締役 執行役員	須 藤 元 雄	生産本部長
取 締 役	吉田谷 良 一	山崎製パン株式会社 取締役生産管理本部長兼 生産統括本部生産企画本部長兼生産企画部長、 生産統括本部和菓子本部・洋菓子本部担当 日糧製パン株式会社 取締役
取 締 役	森 下 隆 之	公認会計士森下隆之事務所 代表 森下隆之税理士事務所 代表
取 締 役	川 越 敬 之	川越経営労務コンサルティングオフィス 代表
常 勤 監 査 役	斎 藤 薫	
常 勤 監 査 役	高 島 治	
監 査 役	赤 尾 博	
監 査 役	廣 田 晴 一	

- (注) 1. 上記取締役のうち森下隆之氏および川越敬之氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。
 2. 上記監査役のうち斎藤薫氏、高島治氏および赤尾博氏は、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。
 3. 上記取締役のうち森下隆之氏および川越敬之氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
 4. 上記監査役のうち斎藤薫氏および赤尾博氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
 5. 上記監査役のうち斎藤薫氏、高島治氏および赤尾博氏は、金融機関における長年の経験があり、各氏とも財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 2020年3月26日開催の第94期定時株主総会終結の時をもって、監査役大村章夫、刈谷健二、深野英則の3氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	12名 (2名)	279百万円 (10百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	7名 (4名)	43百万円 (36百万円)
合 計 (うち社外役員)	19名 (6名)	322百万円 (46百万円)

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額 年額310百万円以内
(2010年3月26日開催 第84期定時株主総会決議)
2. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額 年額55百万円以内
(2010年3月26日開催 第84期定時株主総会決議)
3. 上記には、役員報酬BIP信託の当事業年度の費用計上額15百万円(取締役8名に対し15百万円)は含まれておりません。
4. 当社は、2016年3月29日開催の第90期定時株主総会終結の時をもって、取締役および監査役の退職慰労金制度を廃止し、第90期定時株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、上記の他、当期中に退任した監査役2名に対し27百万円(うち社外監査役1名8百万円)の退職慰労金を支給しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役吉田谷良一氏、森下隆之氏、川越敬之氏および監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役森下隆之氏は、公認会計士森下隆之事務所および森下隆之税理士事務所の代表を兼務しておりますが、当社と特別の利害関係はありません。

取締役川越敬之氏は、川越経営労務コンサルティングオフィスの代表を兼務しておりますが、当社と特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
森下隆之 (取締役)	7年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会 17回全てに出席	公認会計士および税理士として財務および会計に関する知見に基づき、議案、審議全般において必要な発言、提言を行っております。
川越敬之 (取締役)	1年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会 17回中16回に出席	金融業務の経験で培われた知識や社会保険労務士としての見地から、議案、審議全般において必要な発言、提言を行っております。
斎藤 薫 (常勤監査役)	7年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会 17回および監査役会15回全てに 出席	金融業務の経験で培われた企業経営に関する見識に基づき、議案、審議全般において必要な発言、提言を行っております。
高島 治 (常勤監査役)	9ヶ月	就任以降開催された取締役会13回 および監査役会10回全てに出席	金融業務の経験で培われた企業経営に関する見識に基づき、議案、審議全般において必要な発言、提言を行っております。
赤尾 博 (監査役)	9ヶ月	就任以降開催された取締役会13回 および監査役会10回全てに出席	金融業務の経験で培われた企業経営に関する見識に基づき、議案、審議全般において必要な発言、提言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

33百万円

- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

35百万円

- (注) 1. 監査役会は、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社は、会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である以下の業務を委託し、対価を支払っております。

- ・収益認識基準の適用支援業務

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、従業員を含めた行動規範として企業倫理行動を定めた「ミヨシ油脂行動規範」を遵守する。また、「コンプライアンス規程」の運用等、各種制度を整備・確立し、取締役の法令違反行為を抑制・防止する。あわせて、取締役会については「取締役会規則」に則り、その適切な運営が確保されたなかで月1回開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通と迅速な意思決定を図るとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じて外部の専門家を起用し法令違反行為を未然に防止する。また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い各監査役の監査の対象になり、経営機能に対する監督強化を図る。

社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、一切の関係を断固拒絶し、不当要求等があった場合には、警察等の外部専門機関及び顧問弁護士と連携し、組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「情報管理規程」に基づき管理基準及び管理体制を整備し、法令及び社内規則に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にし、適切かつ確実に保存・管理する。また、セキュリティ防御により不正アクセスに対する電磁的情報の漏洩対策を施す。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

平時におけるリスク管理については、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理責任者を社長とするリスク管理委員会がリスク管理の主管部門となり、定期的なリスクの洗い出し等、業務執行に係る個々のリスクを明確にし、リスク管理体制を構築する。また、不測の事態の発生等の有事の際には、「災害対策マニュアル」及び「ビジネス危機対策マニュアル」に従い、社長を本部長とする対策本部を設置し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会をスリム化し、執行役員制度を導入して、取締役会の意思決定の迅速化と業務執行機能・チェック機能の両機能を高めることとする。

ロ. 取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催する。なお、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に取締役（常勤）、監査役によって構成される月2回の経営会議において議論を行い、その審議を経て意思決定を行うことにより、経営機能を一層有効に発揮する体制をとるものとする。

- ハ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」に則り、行うものとする。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を法令遵守の主管部門と位置づけ、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスプログラム」に則り、コンプライアンス体制の整備と推進を図る。
- ロ. 法令等の遵守、違反行為、不正行為の未然防止を徹底するため、企業倫理行動を定めた「ミヨシ油脂行動規範」を使用人に周知徹底し、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスプログラム」に則り、コンプライアンス意識の向上に向けた教育研修を実施する。
- ハ. 法令その他コンプライアンス違反に関する事実についての通報相談窓口として、総務人事部長と社外の弁護士へのヘルプラインを設置し運用する。
- 二. 客観性と公正性を確保するため、内部監査部門である監査室を社長直轄部門とし、監査室が定期的に監査を実施する。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、「関係会社管理規程」に則り当社グループの経営管理を行うものとし、子会社の営業成績、財務状況、その他経営上の重要事項について当社への定期的な報告を義務付ける。また、関係会社事業報告会を開催し、経営の重要課題について報告を受ける。
- ロ. 当社グループは、当社グループ各社で当社に準じた「リスク管理規程」を策定・運用し、当社で定期的開催するリスク管理委員会で当社グループの損失の危機の管理を行う。
- ハ. 当社グループは、当社グループ各社で当社に準じた業務分掌、組織、職務権限に関する規程を定め、これらの規程に基づき業務を執行することにより子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- 二. 当社グループは、「ミヨシ油脂行動規範」並びに「コンプライアンス規程」を当社グループ全体に適用するとともに、当社グループの役員及び使用人が利用できる社外の弁護士へのヘルプラインを設置することにより、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ホ. 当社の監査役及び会計監査人の監査を通し、当社グループの業務の適正を確保する。また監査室が監査を実施し、内部統制の有効性と業務の効率性を確保する体制を構築する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役から監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程を定め、当社の使用人から監査役の職務を補助すべき使用人を任命することとする。

- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- イ. 監査役の職務を補助すべき使用人の人事に関しては、取締役からの独立性を確保するため、取締役と監査役とが協議の上で決定する。なお、当該使用人は業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。
- ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人は、取締役の指揮命令を受けないこととし、当該使用人の人事及びその変更については、監査役の同意を要することとする。
- ⑨ 当社グループの役員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社の取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ロ. 当社の監査役は、当社グループの法令遵守状況、業務上のリスクに関する状況及び内部通報の状況について、定期的に開催する当社のコンプライアンス・リスク管理委員会で報告を受け、必要に応じて担当役員にその説明を求めることができる。
- ハ. 監査役は、監査室が実施する当社グループの業務監査の結果について報告を受ける。
- ニ. 当社グループの役員及び使用人は、当社グループの経営、業績に影響を与える重要な事項や重大な法令・定款違反行為その他会社に著しい損害を与える事項が発生した場合は、「関連会社管理規程」に則り、所管部門に対して速やかな報告を行い、所管部門は当該内容を取締役及び監査役に報告する。
- ⑩ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループの役員及び使用人は、当社グループの経営、業績に影響を与える重要な事項や重大な法令・定款違反行為その他会社に著しい損害を与える事項について当社に対して報告を行ったことを理由に不利な取扱いを受けない。
- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑫ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役会は、定期的に代表取締役社長との意見交換を行うことができるものとする。また、監査業務に関し、会計監査人及び顧問弁護士と定期的に会合をもつものとする。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、当社グループにおける内部統制システムの構築を行う。また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行体制

取締役は、「取締役会規則」に則り、取締役会を17回開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議を行うとともに、他の取締役の職務の執行状況について監督を行いました。

② 監査役の監査体制

監査役は、取締役会の他、経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な会議に出席するとともに、取締役等から業務執行の状況について直接聴取し、内部統制システムの運用状況について確認しました。また、代表取締役社長、会計監査人、監査室および顧問弁護士等と情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しています。

③ コンプライアンスの推進ならびにリスクの管理

従業員等の法令遵守状況や各種リスクの発生状況について調査するとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会を年2回開催し、問題の早期発見と改善措置に取り組みました。また、労務管理面の強化に努めたほか、全事業所を対象にハラスメント防止研修を実施するなど、コンプライアンス推進の啓蒙活動に努めました。

④ 当社グループの管理

当社の行動指針である「ミヨシ油脂行動規範」をグループ会社に適用し、子会社より、コンプライアンスの推進状況およびリスク管理の状況について定期的に報告を受けるとともに、関係会社事業報告会を開催し、各社の事業の推進状況について確認いたしました。また、社長直轄部門である監査室が、当社および子会社の内部統制監査および業務監査を実施いたしました。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	22,525	流動負債	15,861
現金及び預金	4,859	支払手形及び買掛金	7,909
受取手形及び売掛金	10,928	電子記録債務	883
電子記録債権	1,497	短期借入金	3,925
商品及び製品	2,302	一年内返済予定の長期借入金	721
仕掛品	553	未払法人税等	110
原材料及び貯蔵品	2,210	設備関係電子記録債務	653
その他	280	その他	1,657
貸倒引当金	△107		
固定資産	26,660	固定負債	9,104
有形固定資産	15,642	長期借入金	5,119
建物及び構築物	4,088	役員退職慰労引当金	62
機械装置及び運搬具	4,813	役員株式給付引当金	49
土地	5,456	退職給付に係る負債	2,441
建設仮勘定	627	繰延税金負債	824
その他	656	資産除去債務	28
無形固定資産	344	その他	579
特許権	96	負債合計	24,965
借地権	60	(純資産の部)	
商標権	5	株主資本	21,981
ソフトウェア	63	資本金	9,015
その他	117	資本剰余金	5,492
投資その他の資産	10,674	利益剰余金	7,599
投資有価証券	8,236	自己株式	△125
長期貸付金	4	その他の包括利益累計額	2,214
退職給付に係る資産	2,250	その他有価証券評価差額金	2,047
その他	205	退職給付に係る調整累計額	166
貸倒引当金	△22	非支配株主持分	24
資産合計	49,186	純資産合計	24,221
		負債純資産合計	49,186

連 結 損 益 計 算 書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

科 目	内 訳 金 額	合 計 金 額
	百万円	百万円
売 上 高		43,080
売 上 原 価		35,630
売 上 総 利 益		7,450
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,323
営 業 利 益		1,126
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	303	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	59	
そ の 他	89	454
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	105	
そ の 他	28	133
経 常 利 益		1,447
特 別 損 失		
有 形 固 定 資 産 除 却 損	90	90
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,356
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	239	
法 人 税 等 調 整 額	93	332
当 期 純 利 益		1,023
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		4
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,018

連結株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2020年1月1日残高	9,015	5,492	6,993	△124	21,375
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△411		△411
親会社株主に帰属する当期純利益			1,018		1,018
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	606	△0	606
2020年12月31日残高	9,015	5,492	7,599	△125	21,981

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2020年1月1日残高	2,781	706	3,488	20	24,883
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△411
親会社株主に帰属する当期純利益					1,018
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△734	△539	△1,274	4	△1,269
連結会計年度中の変動額合計	△734	△539	△1,274	4	△662
2020年12月31日残高	2,047	166	2,214	24	24,221

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	21,243	流動負債	15,197
現金及び預金	4,019	電子記録債権	883
受取手形	677	買掛金	7,277
電子記録債権	1,497	短期借入金	3,925
売掛金	9,878	一年内返済予定の長期借入金	721
商品及び製品	2,265	未払金	590
仕掛品	553	未払費用	746
原材料及び貯蔵品	2,210	未払法人税等	109
前払費用	60	未払消費税等	29
その他の金	182	設備関係電子記録債権	653
貸倒引当金	△103	リース債務	58
固定資産	25,379	その他の負債	201
有形固定資産	15,146	固定負債	8,541
建築物	3,622	長期借入金	5,119
構築物	453	退職給付引当金	2,131
機械及び装置	4,794	役員退職慰労引当金	62
車両運搬具	17	役員株式給付引当金	49
工具、器具及び備品	388	繰延税金負債	586
土地	5,189	リース債務	203
リース資産	252	資産除去債務	28
建設仮勘定	426	その他の負債	360
		負債合計	23,739
無形固定資産	331	(純資産の部)	
特許権	96	株主資本	20,955
借地権	60	資本金	9,015
商標権	5	資本剰余金	5,492
ソフトウェア	51	資本準備金	5,492
その他の無形資産	116	利益剰余金	6,557
投資その他の資産	9,901	利益準備金	1,076
投資有価証券	7,166	その他利益剰余金	5,481
関係会社株	767	別途積立金	2,030
長期貸付金	4	繰越利益剰余金	3,451
前払年金費用	1,803	自己株式	△109
その他の金	162	評価・換算差額等	1,927
貸倒引当金	△2	その他有価証券評価差額金	1,927
資産合計	46,622	純資産合計	22,882
		負債純資産合計	46,622

損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

科 目	内 訳 金 額	合 計 金 額
	百万円	百万円
売 上 高		40,797
売 上 原 価		33,536
売 上 総 利 益		7,261
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,160
営 業 利 益		1,100
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2	
受 取 配 当 金	305	
そ の 他	84	392
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	103	
そ の 他	27	130
経 常 利 益		1,362
特 別 損 失		
有 形 固 定 資 産 除 却 損	90	90
税 引 前 当 期 純 利 益		1,271
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	237	
法 人 税 等 調 整 額	88	325
当 期 純 利 益		945

株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
2020年1月1日残高	百万円 9,015	百万円 5,492	百万円 5,492
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	—	—	—
2020年12月31日残高	9,015	5,492	5,492

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
		別途積立金	繰越利益 剰余金			
2020年1月1日残高	百万円 1,076	百万円 2,030	百万円 2,917	百万円 6,023	百万円 △109	百万円 20,421
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			△412	△412		△412
当期純利益			945	945		945
自己株式の取得					△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	533	533	△0	533
2020年12月31日残高	1,076	2,030	3,451	6,557	△109	20,955

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2020年1月1日残高	百万円 2,663	百万円 2,663	百万円 23,084
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△412
当期純利益			945
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△735	△735	△735
事業年度中の変動額合計	△735	△735	△202
2020年12月31日残高	1,927	1,927	22,882

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月18日

ミヨシ油脂株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 定 留 尚 之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 村 竜 平 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ミヨシ油脂株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミヨシ油脂株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月18日

ミヨシ油脂株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 定 留 尚 之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 村 竜 平 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ミヨシ油脂株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容（財務報告に係る内部統制を含む。）は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月19日

ミヨシ油脂株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役)	斎藤	薫	㊟
常勤監査役(社外監査役)	高島	治	㊟
監査役(社外監査役)	赤尾	博	㊟
監査役	廣田	晴一	㊟

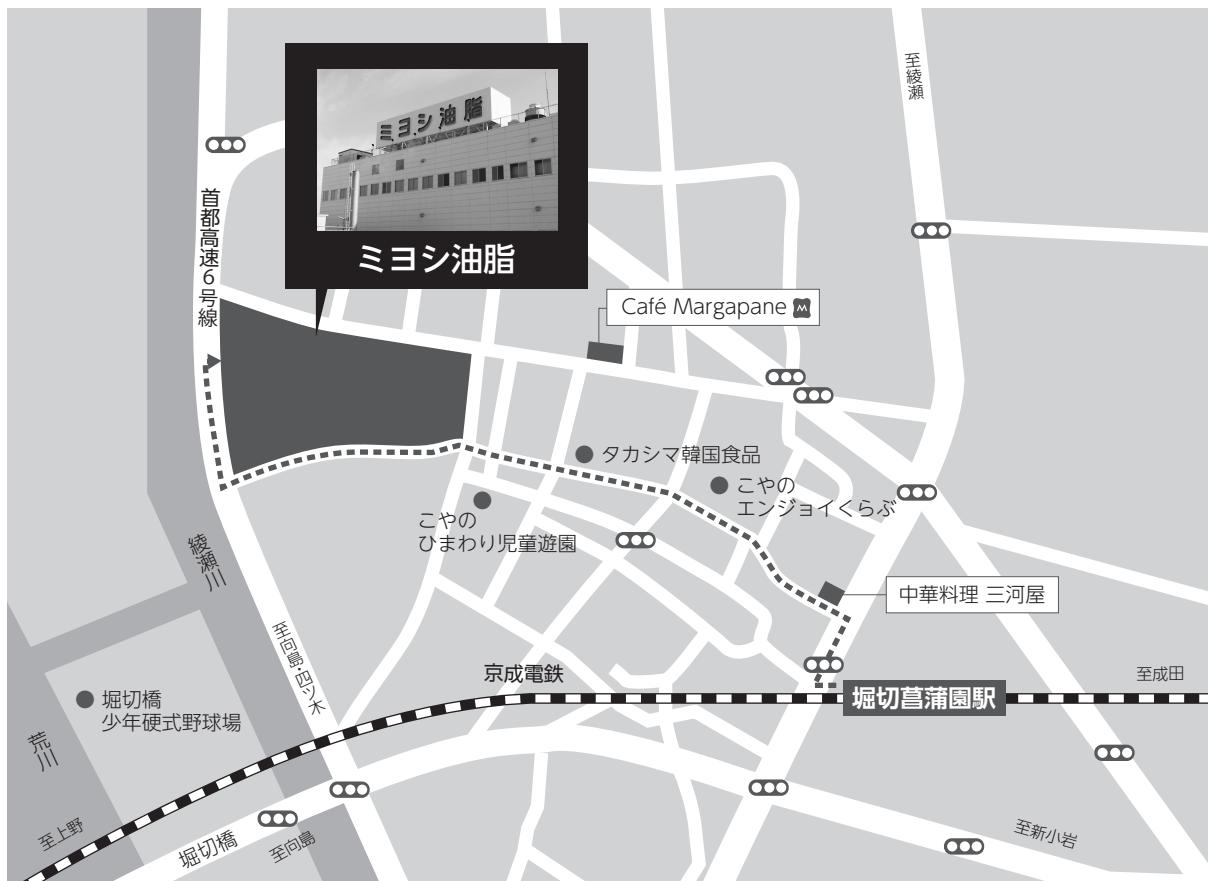
以上

第95期 定時株主総会会場ご案内図

開催日時 2021年3月26日（金曜日）午前10時

開催会場 東京都葛飾区堀切四丁目66番1号 当社本社講堂
TEL : 03 (3603) 1111

交通のご案内 京成電鉄 堀切菖蒲園駅下車 徒歩7分



※ 本会場の駐車場には限りがございますので、極力公共交通機関をご利用ください。

ミヨシ油脂株式会社

UD
FONT

見やすいユニバーサル
デザインフォントを採用
しています